

始良市農業委員会総会議事録（令和元年11月）

1. 開催日時 令和元年11月29日（金） 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（16人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	—
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 10番委員、16番委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 1番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 非農地証明願について
8. 議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）について
9. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告

- 10. 農地あっせんの経過報告
- 11. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
事務局長補佐兼農地係長
振興係長
農地係参事補
農地係主任主査
振興係主任主査
加治木農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和元年１１月） （大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和元年度 第８回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は <u>１８名中、１６名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 <u>なお、本日は、１０番委員、１６番委員 から欠席届が出ております。</u>
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。 ————— 日程第１ 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１ 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１１番委員、１３番委員にお願いいたします。 ————— 日程第２ 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２ 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の ○○事務局長補佐兼農地係長 と ○○振興係長 を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第３１条の規定の議事参

	与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 5 番について、事務局の説明を求めます。 事務局 それでは、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明申し上げます。総会資料は 1 ページからです。 こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による、農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告日は 11 月 30 日、契約の始期は 12 月 1 日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、3 年間で 1 件、5 年間で 2 件、10 年間で 2 件で、合計 5 件となっております。面積につきましては、合計 8,854㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページになりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。 議 長 それでは、1 番から 5 番について、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。 委 員 「質疑・意見なし」 議 長 それではお諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 5 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委 員 「賛成多数」 議 長 賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 5 番については、原案のとおり決定いたします。
--	---

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	た。 議案第 2 号 次に、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番から 5 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明申し上げます。総会資料は 3 ページからです。 今月の申請件数につきましては、5 件となっております。 先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから 5 ページに調査資料がございますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町木田在住の〇〇、譲渡人 加治木町反土在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字前田〇〇番 田 1, 8 0 2 m²です。 以上で、1 番の説明を終わります。 ただいまの説明の 1 番に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。2 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和元年 1 1 月 1 6 日、譲受人と申請地で待ち合わせをいたしまして聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は現在、会社員ですが、自己所有地及び借受地を合わせて、約 1 町 4 反位で水稻を耕作しております。農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック等を、所有しております。なお、申請地については現在、遺跡の発掘調査を行っているところであります。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、報告を終わります。 次の、2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 船津在住の〇〇、譲渡人 加治木町新富町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、寺師字酒田〇〇番 田、同字 〇〇番〇 田の計 2 筆、面積 2, 7 5 4 m²です。 以上で、2 番の説明を終わります。
---	--

議 長 委 員	ただいまの説明の２番に関連して、２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。２番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。 令和元年１１月１７日、譲受人と申請地で待ち合わせをいたしまして聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は現在、始良有機野菜生産グループで野菜を生産しております。現在、ここにいる１４番委員と同じグループだそうです。農機具につきましては、トラクター、管理機、草払い機等を、所有しております。申請地については現在、たまねぎが植えてありました。当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、３番について事務局の説明を求めます。 それでは、３番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町漆在住の〇〇、譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字宮田前〇〇番〇田、字兎田〇〇番〇 田、同字〇〇番 田、字宮田前〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑、字兎田〇〇番〇 畑の計６筆、面積３，０７０㎡です。 以上で、３番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明の３番に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１２番推進委員です。 令和元年１１月１７日に譲受人宅を訪問して、聞き取り調査を行いました。譲受人は新規就農をされて２年目なのですが、今回、譲り受けられた田が３筆、畑が３筆は、利用権設定が現在、なされていてですね、譲渡人が、ここ数年体調が悪くて、この６筆は無償で譲り受けるということです。現在、畑３筆、田んぼ１筆には、ルバーブという野菜が栽培されておりまして、きれいに栽培されておりまして、田んぼ２筆につきましては、今回、合意解約がなされており、来年から、自分で耕作をするということでした。機械は現在、軽トラックと刈り払い機のみで、トラクター等は友人から借りて現在まで作業されて、徐々にそろえていきたいということでした。ということで、当申請は、農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので、許可意見でございます。 以上です。
議 長	次の、４番について事務局の説明を求めます。

事務局 議 長	それでは、4 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 東餅田在住の〇〇、譲渡人 蒲生町久末在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字畑ヶ田〇〇番 田、同字〇〇番 田の計2筆、面積3, 0 5 4 m²です。 以上で、4 番の説明を終わります。 ただいまの説明の4 番に関連して、9 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい。9 番委員です。それでは調査報告をいたします。 令和元年1 1 月1 6 日1 時に、譲受人と現地で会いまして、耕作中の野菜農場と、今度譲り受けられます、現地を確認いたしました。耕運機と刈払機を所有されており、野菜農場はきれいに管理されていました。譲受予定農地には、梅を植えて出荷したいということでした。また、譲受人は、住所は木津志ではないですが、木津志出身の方で農業には、よく来られております。当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。 次の、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局 議 長	それでは、5 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇、譲渡人 蒲生町米丸在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字中ノ原〇〇番 〇 田、5 9 3 m²です。 以上で、5 番の説明を終わります。 ただいまの説明の5 番に関連して、1 0 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員 議 長	はい。1 0 番推進委員です。それでは調査報告をいたします。 令和元年1 1 月1 7 日、譲受人宅を訪問しまして、聞き取り調査を行いました。譲受人は水田が1 ha、畑が1 3 a で、水田は水稻中心で、労働力は奥さんと二人で、近くに長男夫婦が住んでおり、忙しい時期には、手伝いして、労働力は十分です。機械類はトラクター、コンバイン、田植え機、揃っていまして問題はありません。申請地の田んぼは、2 月に購入した水田と隣接しておりまして、購入後は畔をはずして1 枚にしたいということです。当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、報告を終わります。
議 長	これより、議案第2 号 農地法第3 条の規定による許可申請の処分決

	定についての、1番から5番について一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員 [質疑・意見なし] それではお諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から2番について、説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は5ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字〇 畑、431㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は食肉処理工場で、1棟109.22㎡です。理由としましては、食肉処理工場を建築し、地域の猟友会と連携して日本全国に肉の販売を目的としたいためとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要です。なお、こちらの土地につきましては、今年の9月総会で、山林転用で許可が出たところでございますが、その後、許可の取下げがありまして、今回新たに転用目的を変更して、この申請がされたものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい。8番推進委員です。報告します。 令和元年11月19日、調査行いました。農地区分は第2種農地でありますけれども、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、桑迫公民館から南西に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林、南も山林、北が里道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長	次の、2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字江籠〇〇番〇畑、148㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、自宅の近くで便利のため、駐車場として利用したいとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 14番委員です。報告いたします。 申請地は、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、重富団地公民館から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西も畑、南が堤防、北が市道になってます。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員 「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。

議 長 委 員	議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数] 賛成多数により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。
議 長 事務局 議 長 委 員	議案第4号 次に、日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から11番について説明をお願いします。 まずは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は6ページから9ページでございます。今月の申請件数につきましては、11件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は東京都西東京市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は千葉県佐倉市在住の〇〇、土地の所在が平松字西中原〇〇番〇 畑、同字〇〇番〇 畑、計2筆の260㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は建売住宅1棟90.72㎡で、理由としましては、譲渡を受けて建売住宅を建築したいとのことです。資金は自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書と始末書の添付がございました。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明の1番に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。4番推進委員です。 農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富保育所から南東に約150mの位置です。造成、土留めは、土留めが塀ブロック0.2mです。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地となっております。汚水のほうは合併浄化槽です。資金のほうは自己資金で賄い、証明書も有り確実であります。関係機関との協議事項はありません。不要となっております。条件及び特記事項は始末書はありますが、その他はありません。総合意見としまして、転用許可

議 長 事務局	基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 終わります。 次の、2番について事務局の説明を求めます。 それでは2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は霧島市国分在住の〇〇、譲渡人は西餅田在住の〇〇、土地の所在は松原町一丁目〇〇番〇 畑、231㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅・事務所1棟105.16㎡で、理由としましては、実家に近い申請地に、自己の住宅及び夫の事務所を建築したいということです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。報告いたします。 立地基準・農地区分、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約10mの位置です。被害防除現況が、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項はなしで、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長 事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市新栄町在住の〇〇、譲渡人は2名で、一人目が大府府泉南市在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字大明神原〇〇番田、同字〇〇番〇 田、計2筆の1,982㎡です。二人目が鍋倉在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字大明神原〇〇番〇 畑、234㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅2棟591.51㎡で、理由としましては、申請地を譲り受けて共同住宅を建築いたしますということです。融資で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。

議 長	以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番推進委員が、説明いたします。 農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置は、加治木記念病院から南東に約50mのところ です。被害防除現況が、東が市道、西が田、南も田、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項はございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員といたしまして、許可意見であります。 排水がちょっと問題がありましたから、排水は隣の田んぼの所有者に後で聞いてみたら、隣の田んぼに排水してもいいということでした。 終わります。
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは4番につきまして、ご説明いたします。 借人は西之表市在住の〇〇、貸人は平松在住の〇〇、土地の所在は西餅田字青木水流〇〇番〇 畑、339㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟114.27㎡で、理由としましては、祖母の土地に自己住宅を建築し、居住するものであるということです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番委員です。報告いたします。 立地基準・農地区分、農地区分は第3種農地で問題なしです。申請地の位置は、天国葬祭みそらホールから北に約150mの位置です。被害防除の現況が、東は宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地となっています。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項はなしで、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 報告終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は加治木町木田の社会福祉法人〇〇理事長〇〇、譲渡人は東餅田在住の〇〇、土地の所在は西宮島町〇〇番〇 畑、325㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は事務所・駐車場1棟200㎡で、理由としましては、福祉事業利用者の増加に伴い、申請地を訪問介護の連絡事務所・駐車場として利用する計画がありますとのことです。自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書と始末書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番委員です。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、山形屋サテライト始良店から西に約50mの位置です。被害防除の現況としまして、東が市道、西が宅地、南が市道、北が転用地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実である。条件及び特記事項は始末書の添付有り。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。
議 長	次の、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は宮島町の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は霧島市溝辺町在住の〇〇、土地の所在は加治木町木田字船木〇〇番 田、1,109㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、交通の便が良く、宅地分譲としての条件が整っており、今後の住宅需要が見込めるため、4区画の宅地造成をしたいとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もがございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。6番推進委員が、説明いたします。

議 長	農地区分は第3種農地で問題ございません。申請地の位置は、加治木中学校から北西へ約300mの位置です。被害防除現況は、東が田、西が里道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は何もありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員といたしまして、許可意見であります。 報告終わります。
事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市甲突町在住の〇〇、譲渡人は加治木町仮屋町在住の〇〇、土地の所在が松原町二丁目〇〇番〇 畑、240㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟125.06㎡で、理由としましては、申請地を取得して、一般住宅を建築するためとのことです。自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要です。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 はい。13番委員です。 農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原たいこ公園から北西に約200mの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が市道、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金、融資証明もあり確実である。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。 事務局 それでは8番につきまして、ご説明いたします。 借人は松原町在住の〇〇、貸人は松原町在住の〇〇、土地の所在が松原町二丁目〇〇番〇 田、同〇〇番〇 田、計2筆の465㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟119.66㎡で、理由としましては、申請地に自己の用に供する住宅を建築したいとのことです。融資で対応し、土地改良

議 長	区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書と面積超の理由書の添付がございます。こちらにつきましては、隣接地の二丁目〇〇番〇 宅地、50.72㎡と一体利用し、全事業面積が515.72㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。13番委員です。 農地区分は第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原たいこ公園より北西に約250mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が市道、南が宅地、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は、排水路の確保。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としては、許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は西餅田在住の〇〇、譲渡人は愛知県刈谷市在住の〇〇、土地の所在は西宮島町〇〇番〇 畑、247㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟66.24㎡で、理由としましては、現在の借家が手狭となり、当地に永住用家屋の建築計画に至るとのことです。融資で対応し、改良区のほうは区域外のため不要となっております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。15番委員です。 農地区分は第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、山形屋サテライト始良店から西に約100mの位置です。被害防除の現況としまして、東が宅地、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性としまして、融資証明もあり、確実である。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告いたします。

議 長	次の、１０番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは１０番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇、譲渡人は２名で、一人目が東餅田在住の〇〇、土地の所在は東餅田字加称ケ原〇〇番〇田 ６３９㎡のうち６１０㎡、二人目が埼玉県草加市在住の〇〇、土地の所在は東餅田字加称ケ原〇〇番 田 １，１１４㎡のうち１３４㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地は立地的に住宅需要が十分見込まれるため、３区画の宅地造成を行いたいとのことです。融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。なお、被害防除計画書の添付がございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１８番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１８番委員が報告します。 農地区分は第３種農地で問題ありません。申請地の位置は、コスモス始良店から北東に約４０ｍの位置です。被害防除の現況といたしまして、東に市道、西に宅地、南に宅地、北に宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。特記事項はありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１１番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは１１番につきまして、ご説明いたします。 借人は蒲生町久末在住の〇〇、貸人は蒲生町下久徳在住の〇〇、土地の所在は蒲生町下久徳字森木田〇〇番 田、１，１２６㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行はありませんが、農地の広がり１０ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第１種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、申請地を借り受け、資材置場として利用するためとのことです。自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がございます。また、被害防除計画書の添付もございます。こちらは、第１種農地の案件のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１０番推進委員に調査の結果並びに補足

		説明をお願いします。
	委 員	はい。10番推進委員です。 農地区分は第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外でありまして、集落接続施設に該当するため、問題ないということです。申請地の位置は、蒲生高校から南東に約600mの位置です。造成工法としては、現状のままですけれども、周囲に1.5mのフェンスを作ることでした。被害防除の現状として、東が里道、西が里道、南が田、北が水路と農道でございます。申請実現の確実性として、自己資金もあり、確実であるということです。条件及び特記事項は特にありません。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について、調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上です。
議 長		調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から11番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	[挙 手]
議 長		1番委員。
	委 員	1番委員です。 4号の11番ですが、この場所につきまして、確認ですけれども、周囲の田んぼが広がっていて、第1種農地ということではありますが、農業振興地域のほうでは、問題ないんでしょうね。農振農用地ではないんでしょうね。 以上です。
議 長		事務局。
	事務局	ただいまの質問でございますが、この土地の地番につきましては、農振農用地ははずれて、第1種農地となっております。 以上でございます。
議 長		ほかに、ございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。

	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から11番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委員 [賛成多数] 賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から11番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、11番につきましては、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
	————— 日程第7 議案第5号(2件) —————
議 長	次に、日程第7 議案第5号 非農地証明願についてを議題に供します。1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は10ページでございます。今月の申請件数につきましては2件となっております。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は鹿児島市在住の成年後見人〇〇、所有者は鹿屋市在住の〇〇。土地の所在は西餅田字西の妻〇〇番〇 畑、509㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は山林です。昭和42年より耕作しておらず、雑木・竹林が密生しているため、非農地となったものであります。 以上で説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番委員です。調査結果を報告いたします。 申請地の位置は、始良図書館から西に約200mの位置。現況は、申請のとおり原野となつてから約50年程度経っていると認められる。周囲の現況は、東に宅地、西が原野、南が原野、北に宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由は、原野となつて、50年ほど経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項はありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 報告終わります。

議 長		次の、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは2番につきまして、ご説明いたします。申請人は平松在住の〇〇、所有者も同一です。土地の所在は平松字前畑〇〇番〇 田、466㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、近隣商業地域に指定されており、農地区分は第3種農地と判断されます。現況は駐車場で、隣接土地に自宅を建築する際、田を埋めて自営の蕎麦屋駐車場確保のために利用しているとのことです。 以上で説明を、終わります。
議 長		ただいまの説明に関連して、4番推進委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	4番推進委員です。報告いたします。 農地区分は第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、消防署始良分遣所から南西に約60mの位置です。現況は、申請のとおり駐車場となつてから約20年程経っていると認められます。周囲の現況は、東が県道、西が水路、南が県道、北が宅地です。非農地として、認定するやむを得ない理由としまして、駐車場となつてから、約20年程経過しておりますので、やむを得ないものと認められます。条件及び特記事項はありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上、報告終わります。
議 長		これより、議案第5号、非農地証明願の1番から2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。
		議案第5号、非農地証明願の1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第5号、非農地証明願の1番から2番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		議案第6号
議 長		次に、日程第8 議案第6号 農地あつせん申出（売渡・貸付 希望）についてを議題に供します。

	事務局	1 番から 2 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 6 号 農地あっせん申出（売渡・貸付 希望）についてご説明申し上げます。総会資料は 11 ページです。今月の申請につきましては、売渡 1 件、貸付 1 件となっております。参考資料につきましては、58 ページからになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番をご説明いたします。 内容につきましては、売渡です。土地の所在が下名字中川原〇〇番〇田、中津野字蓮木川原〇〇番〇田、豊留字別当後〇〇番田、同字〇〇番田、同字〇〇番田、字森川原〇〇番田、字屋敷添〇〇番〇田、字豊留川原〇〇番畑、船津字下水流〇〇番〇畑の合計 9 筆の田 8,778㎡、畑 353㎡です。申請人は千葉県船橋市在住の〇〇、希望売渡価格は農業委員会に一任ということです。 次に、2 番につきまして、ご説明申し上げます。 内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町北字大磯山〇〇番〇田 664㎡です。申請人は蒲生町米丸在住の〇〇。希望貸付期間、希望小作料ともに農業委員会に一任ということです。 以上で、説明を終わります。
議長		ただいま、事務局の説明が終わりました。議案第 6 号、1 番から 2 番について、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	[挙手]
議長		5 番委員。
	委員	5 番委員です。 これはこういった基準でされるつもりですか。基準があるんですかね、こういうのは。面積とか、田とか畑とか、なんか基準がなければ、どういう風にすれば良いのか。皆さんどうなんですかね。
議長		事務局。
	事務局	特に基準はないですが、農用地区域内農用地であればですね、あっせんを受けております。基盤整備をしてない所も、入っております。
	委員	[挙手]
議長		1 番委員。
	委員	1 番委員です。

議 長	関連ですけれども、この前、研修に行ったんですけれども、今、話題の人・農地プランですよね。人・農地プランで、実際は貸したい・借りたいとか、いろいろあるんですけれども、その中で、これは売りたいという案件ですよねこれ。また、そういった案件と一緒にこうとらまえて、そういった中で処理していくという。いわゆる人・農地プランと連動して、ここをまわそうといったみたいなことは考えられないんでしょうか。
事務局	事務局。 今、1番委員がおっしゃられたとおりですね、地域での話し合い、人・農地プランで、こういった貸付意向等を持ち込んで、その地域で話し合いをされて、規模の拡大を考えていらっしゃる担い手の方、そういった方々に、一応、農地の貸付をしていくというのも、ひとつの方法であります。ただですね、今ここのあっせん申出につきましては、千葉県、県外に在住の方でいらっしゃるしまして、今回、「一五一絵」総点検活動でですね、皆さま方に、アンケートの意向調査を取っていただいた農地所有者の方については、市内に在住の方に限らせていただいております。ですから、今回、この〇〇さんのほうはですね、千葉県のほうにお住まいで、今回の意向調査の対象者には、なっておりませんでしたので、また、こういった農業委員会ですね、出たあっせんの申し出につきましては、農業委員さんのみならずですね、推進委員さん方も情報を共有していることから、ご自分の担当エリアで、こういった農地が、あっせんが出ているよとということのですね、そういった人・農地プランの中で、情報を提供しながら、このあっせんの活動に結びついていただくように、お願いしたいと思います。 以上です。
事務局	あと、〇〇さんにつきましては、自分の所有している農地を、全部処分したいという意向でございます。
委 員	[挙 手]
議 長	8番委員。
委 員	8番委員です。 地図を見ればですね、ちゃんと基盤整備がしてあります。そいで今までは、耕作してあったと思うんですけれども、利用権設定とか、そういうのは、どうなっているんでしょうか。
議 長	わたしが、耕作しているのがありますので、わたしがお答えいたします。本人がですね緑内障で、もう年齢も81か2で、死んでから財産で

		もめるといけないので、処分をしたいということで、一昨年依頼がございました。そんな時はですね、まあ、借地料のもみをもらってれば、あるいはお金を1万円もらえば、まあ貯金をするよりも有利だから、このままのほうが良いですよと、教えたんですけど、今回はもう、いつ死ぬかわからないから、生きてうちに処分をしたいということでした。ちょうど、稲刈りの真っ最中に、忙しいところに、わたしに来てくれということで、話を聞きました。
	委 員	なぜ、利用権設定を尋ねたかという、あとのその他で言いますけど、ほんなあまあ、あとのその他で言います。
議 長		今後は、こういうのがだいぶ増えてくるんじゃないかと、予測されますので、質疑をお願いします。今までも、あとであろうかと思いますが、あっせん依頼がたくさく出てきてるのに、増える一方で、それでいいですよ。 ほかに、質疑ございませんか。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		ないようでしたら、それではお諮りいたします。 議案第6号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）の1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第6号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）の1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	「意見なし」
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についての、1番については、14番委員、3番推進委員、4番推進委員に2番については、4番委員に、お願いしたいと思います。
	委 員	「はい」

議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ———— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約報告 ————
議 長		次に日程第 9 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告を、いたします。 11 月は、5 件出されております。内容につきましては、別紙、合意解約（11 月分）を、後ほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、発言のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、 それでは、この案件は報告ですので これで終わります。 ———— 日程第 10 農地あっせんの経過報告 ————
議 長		次に日程第 10 農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まずは、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの、経過報告をいたします。今月の申請につきましては、特に動きはありませんでした。 以上で、報告を終わります。
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		8 番委員。
	委 員	8 番委員です。 先程、利用権がどうこうと申しましたが、進展じゃないんですが、この用紙の 36 番、霧島市の〇〇さんの、売渡の件なんですけど、お茶畑ですので、お茶農家しかあっせんは出来ないかと思って、溝辺に

議 長	あります〇〇さんに、２回ほど行きましたけど、会えずに現在に至っておるんですが、昨日、おとついですね、どうもこの申請人は、もう５年位前から、別なお茶農家さんに、小作で貸しているらしいということが、耳に入りましたので、この受付けた時に、どのような経緯だったのか、ちょっともう一回教えて欲しいんですが。小作に出してるんだったら、その小作、今現在、借りて作っている人にあっせんをしたほうが、良いんじゃないかなと、思っておるんですが、〇〇さんなんですけども霧島市に二つあいげなどというのが、このいちきばるの集落の人から聞きましたので、そこらあたりが、ちょっとまた振り出しに戻った感じなんで、利用権設定があるのか、内々で小作で貸しているのか。ちょっとそこらあたりがわかりましたら、教えてください。 事務局。
事務局	利用権の設定はないです。これを受けた時にですね、〇〇の抵当権が入っていましたので、それで抜いてもらったところでございます。利用権はないです。
議 長	ほかに、ございませんか。 「質問・意見なし」
委 員	「質問・意見なし」
議 長	ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 日程第１１ その他 —————	
議 長	それでは日程第１１ その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
委 員	○ 県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件について ○ 農業新聞普及グループからの新規購読者の加入実績報告について ○ 地図情報システム（GIS）導入について
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	連絡事項 ○ 台風１９号災害義援金について ○ 県外研修視察の復命説明について ○ 蒲生大楠どんと秋祭りの結果報告について ○ 農業委員・農地利用最適化推進委員の公募状況について

議事録署名委員

署名委員

署名委員
